

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(廃止)

平成18・3・29・厚生労働省令 58号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第30条第1項第2号イ、第36条第1項、第37条第1項、第43条及び第46条第1項並びに附則第10条第1項、第4項及び第5項並びに附則第11条第1項及び第6項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令を次のように定める。

第1章 総 則

(定義)

第1条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者等 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。
- 二 支給決定障害者等 法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。
- 三 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- 四 支給量 法第22条第4項に規定する支給量をいう。
- 五 受給者証 法第22条第5項に規定する受給者証をいう。
- 六 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- 七 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- 八 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- 九 利用者負担額 指定障害福祉サービスにつき法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額の90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第2項に規定する市町村特例割合をいう。以下同じ。)で除して得た割合)を乗じて得た額から当該指定障害福祉サービスにつき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- 十 法定代理受領 法第29条第5項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用(法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。
- 十一 基準該当障害福祉サービス 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。
- 十二 常勤換算方法 事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。

第2章 指定障害福祉サービス事業者の指定等

(居宅介護、行動介護又は外出介護に係る指定の申請)

第2条 法第36条第1項の規定に基づき居宅介護、行動介護又は外出介護(法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- 七 第38条の運営規程
- 八 障害者等又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十二 その他指定に関し必要と認める事項

(児童デイサービスに係る指定の申請)

第3条 法第36条第1項の規定に基づき児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- 七 第64条の運営規程
- 八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十二 その他指定に関し必要と認める事項

(短期入所に係る指定の申請)

第4条 法第36条第1項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の種別（第75条第1項に規定する併設事業所（次号及び第7号において「併設事業所」という。）又は同条第2項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）
- 六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、第77条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要
- 七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数、第75条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所者の定員
- 八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- 九 第87条の運営規程
- 十 障害者等又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 第86条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

(障害者デイサービスに係る指定の申請)

第5条 法第36条第1項の規定に基づき障害者デイサービス（法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスをいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- 七 第99条の運営規程
- 八 障害者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- 十二 その他指定に関し必要と認める事項

(共同生活援助に係る指定の申請)

第6条 法第36条第1項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- 八 第117条の運営規程
- 九 障害者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 第121条において準用する第86条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 第119条の知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要
- 十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十五 その他指定に関し必要と認める事項

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、法第41条第1項の指定の更新について準用する。

(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第8条 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第2条第4号、第3条第4号、第4条第4号、第5条第4号及び第6条第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 居宅介護、行動援護又は外出介護 第2条第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第7号まで及び第11号に掲げる事項
 - 二 児童デイサービス 第3条第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第7号まで及び第11号に掲げる事項
 - 三 短期入所 第4条第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第9号まで、第13号及び第14号に掲げる事項(第7号に掲げるものについては、第75条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。)
 - 四 障害者デイサービス 第5条第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第7号まで及び第11号に掲げる事項
 - 五 共同生活援助 第6条第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号、第7号、第8号及び第12号から第14号までに掲げる事項
- 2 前項の届出であって、同項第2号から第5号までに掲げる障害福祉サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害福祉サービスに係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 廃止、休止又は再開した年月日
 - 二 廃止又は休止した場合にあっては、その理由
 - 三 廃止又は休止した場合にあっては、現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置
 - 四 休止した場合にあっては、休止の予定期間

第3章 指定障害福祉サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 通 則

(趣旨)

第9条 指定障害福祉サービスの事業に係る法第43条第1項の基準及び同条第2項の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第30条第1項第2号イの基準該当事業所が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第10条 指定障害福祉サービス事業者は、障害者等又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該障害者等又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 居宅介護、行動援護及び外出介護

第1款 基本方針

第11条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護」という。)の事業は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 3 外出介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第12条 指定居宅介護の事業を行う者(以下「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この款及び第4款において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(準用)

第14条 前2条の規定は、行動援護及び外出介護に係る指定障害福祉サービス事業者について準用する。

第3款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第15条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の規定は、行動援護及び外出介護に係る指定障害福祉サービス事業者について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明)

第16条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第76条の規定による説明を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第17条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この節において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第18条 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第19条 指定居宅介護事業者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により指定居宅介護の利用について市町村が行うあっせん、調整及び要請(以下この条において「あっせん等」という。)並びにこれらの法律の規定により当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第20条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第21条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第22条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第23条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第24条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、障害者等又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第25条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び支給決定障害者等から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第26条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第27条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接障害者等の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等の同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りではない。

(利用者負担額等の受領)

第28条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

- 3 指定居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

- 4 指定居宅介護事業者は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

- 5 指定居宅介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額等に係る管理)

第29条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援(同法第17条の10第1項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)又は知的障害者福祉法による指定施設支援(同法第15条の11第1項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)を受けたときは、当該支給決定障害者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額、身体障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第17条の10第2項第2号に掲げる額(同法第17条の13の2の規定の適用がある場合にあっては、同法第17条の10第2項第2号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)及び知的障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第15条の11第2項第2号に掲げる額(同法第15条の14の2の規定の適用がある場合にあっては、同法第15条の11第2項第2号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額(令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。)又は高額障害福祉サービス費算定基準額(令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額をいう。以下同じ。)を超えるときは、指定居宅介護事業者は、当該指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援及び知的障害者福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第30条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、第28条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第31条 指定居宅介護は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第32条 指定居宅介護事業所の従業者が行う指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する居宅介護計画に基づき、障害者等が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 常に障害者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害者等又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(居宅介護計画の作成)

第33条 サービス提供責任者(第12条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。) は、障害者等又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、障害者等及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第34条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である障害者等に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第35条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第36条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに障害者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第37条 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第33条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第38条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第42条において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第39条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第40条 指定居宅介護事業者は、障害者等に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第41条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第42条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第43条 指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、障害者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により支給決定障害者等の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第44条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第45条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害者等又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに行ける限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第46条 指定居宅介護事業者は、障害者等に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該障害者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、障害者等に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第47条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第48条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、障害者等に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第49条 第16条から第38条まで及び第40条から前条までの規定は、行動援護及び外出介護に係る指定障害福祉サービス事業者について準用する。

第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

第50条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この款において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第51条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第52条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第53条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である障害者等に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である障害者等に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該居宅介護に係る支給決定障害者等が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該居宅介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である障害者等に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該支給決定障害者等の意向や当該障害者等に係る次条において準用する第33条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営に関する基準)

第54条 第1款及び前款(第28条第1項、第29条、第30条第1項、第34条、第39条及び第49条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第33条第1項中「第12条第2項」とあるのは、「第50条第3項」と読み替えるものとする。

2 第1款及び前款(第28条第1項、第29条、第30条第1項、第34条、第39条及び第49条を除く。)並びに第50条から前条までの規定は、行動援護及び外出介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第33条第1項中「第12条第2項」とあるのは、「第54条第2項において準用する第50条第3項」と読み替えるものとする。

第3節 児童デイサービス

第1款 基本方針

第55条 児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス(以下「指定児童デイサービス」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(指導員及び保育士の員数)

第56条 指定児童デイサービスの事業を行う者(以下「指定児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき指導員及び保育士の総数は、指定児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童デイサービスの提供に当たる指導員及び保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

- 一 障害児の数が15人までは、二以上
- 二 障害児の数が15人を超えるときは、二に、障害児の数が15を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の指定児童デイサービスの単位は、指定児童デイサービスであってその提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいうものとする。

3 第1項の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第57条 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定児童デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第58条 指定児童デイサービス事業所は、日常生活訓練室兼社会適応訓練室を有するほか、指定児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる日常生活訓練室兼社会適応訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する指定児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第59条 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者(法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。)から当該指定児童デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定児童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 指定児童デイサービス事業者は前2項の支払を受ける額のほか、児童デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その支給決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を支給決定保護者から受けることができる。

4 指定児童デイサービス事業者は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童デイサービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定保護者の同意を得なければならない。

(指定児童デイサービスの基本取扱方針)

第60条 指定児童デイサービス事業所の従業者が行う指定児童デイサービスは、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、適切に行わなければならない。

2 指定児童デイサービス事業者は、その提供する指定児童デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定児童デイサービスの具体的取扱方針)

第61条 指定児童デイサービスの方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 指定児童デイサービスの提供に当たっては、次条第1項に規定する児童デイサービス計画に基づき、障害児の日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に行う。

二 従業者は、指定児童デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定児童デイサービスの提供に当たっては、指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行う。

四 常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の心身の特性に応じた指定児童デイサービスの提供ができる体制を整える。

(児童デイサービス計画の作成)

第62条 指定児童デイサービス事業所の管理者は、障害児の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活における基本的動作の習得等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した児童デイサービス計画を作成しなければならない。

2 指定児童デイサービス事業所の管理者は、それぞれの障害児に応じた児童デイサービス計画を作成し、障害児及びその同居の家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

3 従業者は、それぞれの障害児について、児童デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(管理者の責務)

第63条 指定児童デイサービス事業所の管理者は、従業者の管理、指定児童デイサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童デイサービス事業所の管理者は、従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第64条 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定児童デイサービスの利用定員

五 指定児童デイサービスの内容及び支給決定保護者から受領する費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第65条 指定児童デイサービス事業者は、障害児に対し適切な指定児童デイサービスを提供できるよう、指定児童デイサービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに、当該指定児童デイサービス事業所の従業者によって指定児童デイサービスを提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第66条 指定児童デイサービス事業者は、利用定員(指定児童デイサービス事業所において同時に指定児童デイサービスの提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。)を超えて指定児童デイサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第67条 指定児童デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第68条 指定児童デイサービス事業者は、障害児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第69条 第16条から第24条まで、第26条、第27条、第29条、第30条、第35条、第36条及び第42条から第48条までの規定は、指定児童デイサービスの事業について準用する。

第5款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指導員及び保育士の員数)

第70条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当児童デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき指導員及び保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員及び保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

一 障害児の数が15人までは、2以上

二 障害児の数が15人を超えるときは、2に、障害児の数が15を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の基準該当児童デイサービスの単位は、基準該当児童デイサービスであってその提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第71条 基準該当児童デイサービス事業者は、基準該当児童デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当児童デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当児童デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第72条 基準該当児童デイサービス事業所には、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第73条 第16条から第24条まで、第26条、第27条、第30条第2項、第35条、第36条及び第42条から第48条まで並びに第1款及び前款（第59条第1項及び第69条を除く。）の規定は、基準該当児童デイサービスの事業について準用する。

第4節 短期入所

第1款 基本方針

第74条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）の事業は、障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第75条 法第5条第8項に規定する施設が当該施設と一体的に運営を行う次条に規定する指定短期入所事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第5条第8項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者数及び当該指定短期入所の事業の利用者数の総数を当該施設の入所者とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上とする。

(管理者)

第76条 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第77条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。ただし、知的障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。以下同じ。）又は障害児に対して宿泊を伴わない指定短期入所のみを提供する指定短期入所事業所にあっては、居室を用いずに当該指定短期入所を提供することができる。

- 2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この節において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 第75条第2項の適用を受ける施設にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

第4款 運営に関する基準

（指定短期入所の開始及び終了）

第78条 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった障害者等を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に支給決定障害者等が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第79条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要事項（以下この節において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の合計が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第80条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払を受けるものとする。
- 3 指定短期入所事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 光熱水費
 - 三 日用品費
 - 四 その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所事業者は、第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 6 指定短期入所事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（指定短期入所の取扱方針）

第81条 指定短期入所は、障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 短期入所従業者（指定短期入所の提供に当たる従業者をいう。以下この節において同じ。）は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害者等又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービスの提供）

第82条 指定短期入所の提供に当たっては、障害者等の心身の状況に応じ、障害者等の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、障害者等を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その障害者等に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、障害者等に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 障害者等の食事は、栄養並びに障害者等の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

（健康管理）

第83条 指定短期入所事業者は、常に障害者等の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

（相談及び援助）

第84条 指定短期入所事業者は、常に障害者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害者等又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（障害者等の家族との連携）

第85条 指定短期入所事業者は、常に障害者等の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第86条 短期入所従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに障害者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第87条 指定短期入所事業者は、次の各号 (第75条第2項の適用を受ける施設にあっては、第3号を除く。) に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第88条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる障害者等の数以上の障害者等に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる障害者等の数
- 二 第75条第2項の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあっては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる障害者等の数

(地域等との連携)

第89条 指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第90条 第16条、第18条から第24条まで、第26条、第27条、第30条、第35条、第42条から第48条まで、第63条、第65条、第67条及び第68条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第5節 障害者ディサービス

第1款 基本方針

第91条 障害者ディサービスに係る指定障害福祉サービス (以下「指定障害者ディサービス」という。) の事業は、障害者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第92条 指定障害者ディサービスの事業を行う者 (以下「指定障害者ディサービス事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定障害者ディサービス事業所」という。) ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員 指定障害者ディサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者ディサービスの提供に当たる指導員が一以上確保されるために必要と認められる数
 - 二 介護職員 指定障害者ディサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者ディサービスの提供に当たり必要と認められる数
- 2 前項に掲げる指定障害者ディサービス事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、指定障害者ディサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者ディサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。
- 一 障害者の数が15人までは、2以上
 - 二 障害者の数が15人を超えるときは、2に、障害者の数が15を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 前2項の指定障害者ディサービスの単位は、指定障害者ディサービスであってその提供が同時に一又は複数の障害者に対して一体的に行われるものをいうものとする。
- 4 第1項の指導員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第93条 指定障害者ディサービス事業者は、指定障害者ディサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定障害者ディサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害者ディサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第94条 指定障害者ディサービス事業所は、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室及び作業室を有するほか、指定障害者ディサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定障害者デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる設備のほか、食堂を備えなければならない。
- 3 指定障害者デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第1項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。
- 4 前3項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 二 日常生活訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。
 - 三 社会適応訓練室 訓練に必要な備品等を備えること。
 - 四 作業室 作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 五 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - 六 浴室 障害者の特性に応じたものであること。
- 5 第1項から第3項までに掲げる設備は、専ら当該指定障害者デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害者に対する指定障害者デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第95条 指定障害者デイサービス事業者は、指定障害者デイサービスを提供した際は、支給決定障害者(法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。)から当該指定障害者デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定障害者デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定障害者デイサービスを提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払を受けるものとする。
- 3 指定障害者デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定障害者デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費(入浴に係るものに限る。)
- 三 創作的活動に係る材料費

四 その他障害者デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定障害者デイサービス事業者は、第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定障害者デイサービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定障害者デイサービスの基本取扱方針)

第96条 指定障害者デイサービス事業所の従業者が行う指定障害者デイサービスは、障害者の自立の促進、生活の質の向上、身体機能の維持向上等を図ることができるよう、適切に行わなければならない。

- 2 指定障害者デイサービス事業者は、その提供する指定障害者デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定障害者デイサービスの具体的取扱方針)

第97条 指定障害者デイサービスの方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定障害者デイサービスの提供に当たっては、次条第1項に規定する障害者デイサービス計画に基づき、障害者の入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等を、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行う。
- 二 従業者は、指定障害者デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定障害者デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 常に障害者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害者の心身の特性に対応した指定障害者デイサービスの提供ができる体制を整える。

(障害者デイサービス計画の作成)

第98条 指定障害者デイサービス事業所の管理者は、障害者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した障害者デイサービス計画を作成しなければならない。

- 2 指定障害者デイサービス事業所の管理者は、それぞれの障害者に応じた障害者デイサービス計画を作成し、障害者及びその同居の家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- 3 従業者は、それぞれの障害者について、障害者デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(運営規程)

第99条 指定障害者デイサービス事業者は、指定障害者デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針

- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定障害者ディサービスの利用定員
- 五 指定障害者ディサービスの内容及び支給決定障害者から受領する費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

(準用)

第 100 条 第 16 条から第 24 条まで、第 26 条、第 27 条、第 29 条、第 30 条、第 35 条、第 36 条、第 42 条から第 48 条まで、第 63 条及び第 65 条から第 68 条までの規定は、指定障害者ディサービスの事業について準用する。

第 5 款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

第 101 条 障害者ディサービスに係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当障害者ディサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当障害者ディサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当障害者ディサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、基準該当障害者ディサービスの単位ごとに、次のとおりとする。

- 一 指導員 基準該当障害者ディサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当障害者ディサービスの提供に当たる指導員が 1 人以上確保されるために必要と認められる数
 - 二 介護職員 基準該当障害者ディサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当障害者ディサービスの提供に当たり必要と認められる数
- 2 前項に掲げる基準該当障害者ディサービス事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、基準該当障害者ディサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当障害者ディサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。
- 一 障害者の数が 15 人までは、2 以上
 - 二 障害者の数が 15 人を超えるときは、2 に、障害者の数が 15 を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
- 3 前 2 項の基準該当障害者ディサービスの単位は、基準該当障害者ディサービスであってその提供が同時に一又は複数の障害者に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第 102 条 基準該当障害者ディサービス事業者は、基準該当障害者ディサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当障害者ディサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当障害者ディサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第 103 条 基準該当障害者ディサービス事業所には、相談を行う場所、日常生活訓練を行う場所、社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当障害者ディサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当障害者ディサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる場所のほか、食事を行う場所を確保しなければならない。
- 3 基準該当障害者ディサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第 1 項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。
- 4 前 3 項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 相談を行う場所 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 二 日常生活訓練を行う場所 訓練に必要な機械器具等を備えること。
 - 三 社会適応訓練を行う場所 訓練に必要な備品等を備えること。
 - 四 作業を行う場所 作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 五 食事を行う場所 障害者の食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - 六 浴室 障害者の特性に応じたものであること。
- 5 第 1 項から第 3 項までに掲げる設備は、専ら当該基準該当障害者ディサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害者に対する基準該当障害者ディサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第 104 条 第 16 条から第 24 条まで、第 26 条、第 27 条、第 30 条第 2 項、第 35 条、第 36 条及び第 42 条から第 48 条まで、第 63 条、第 65 条から第 68 条まで並びに第 1 款及び前款（第 95 条第 1 項及び第 100 条を除く。）の規定は、基準該当障害者ディサービスの事業について準用する。

(指定通所介護事業者等の特例)

第 105 条 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が地域において障害者ディサービスが提供されていないこと等により障害者ディサービスを受けること

が困難な身体障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者をいう。以下この条において同じ。）に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該指定通所介護を障害者デイサービスと、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）を基準該障害者デイサービス事業所とみなす。この場合においてこの款の規定（前条（第95条第2項から第6項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）は、当該指定通所介護事業者については適用しない。

- 一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）の面積を、指定通所介護の利用者数とこの条の規定に基づき障害者デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける身体障害者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- 二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者数を指定通所介護の利用者及びこの条の規定により障害者デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける身体障害者の数の合計数であるとした場合における指定居宅サービス等基準第93条に規定する基準を満たしていること。
- 三 この条の規定に基づき障害者デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける身体障害者に対して適切なサービスを提供するため、身体障害者更生施設（身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設をいう。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第6節 共同生活援助

第1款 基本方針

第106条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、障害者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（法第5条第16項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第107条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）ごとに置くべき世話人の員数は、専ら当該指定共同生活援助の提供に当たる世話人が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

（管理者）

第108条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

（設備に関する基準）

第109条 指定共同生活援助事業所は、その入居定員を4人以上16人以下とする。ただし、知的障害者が入居する場合には、その入居定員を4人以上7人以下とする。

- 2 指定共同生活援助事業所は、居室その他障害者が相互に交流を図ることができる設備を設けるものとする。
- 3 前項に規定する居室は、原則として個室とし、指定共同生活援助の提供に支障がない広さを有するものでなければならない。

第4款 運営に関する基準

（入退居）

第110条 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする障害者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、障害者の退居の際は、障害者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、障害者の退居に際しては、障害者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第111条 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を、障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、前項に規定する受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、入居者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第112条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、家賃、光熱水費、日用品費その他共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。
- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額等に係る管理）

第113条 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援又は知的障害者福祉法による指定施設支援を受けたときは、利用者負担額等合計額を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額又は高額障害福祉サービス費算定基準額を超えときは、指定共同生活援助事業者は、当該指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援及び知的障害者福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知しなければならない。

（指定共同生活援助の基本取扱方針）

第114条 指定共同生活援助は、障害者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定共同生活援助の具体的取扱方針）

第115条 指定共同生活援助事業所の従業者が行う指定共同生活援助の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 二 常に障害者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害者に対し、適切な相談及び助言を行う。

（社会生活上の便宜の供与）

第116条 指定共同生活援助事業者は、障害者について、職場、知的障害者授産施設（知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設をいう。）等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、障害者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、常に障害者の家族との連携を図るとともに障害者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第117条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活援助の内容及び支給決定障害者から受領する費用の額
- 五 入居に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第118条 指定共同生活援助事業者は、障害者に対し適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（支援体制の確保）

第119条 指定共同生活援助事業所は、障害者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、知的障害者援護施設（知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設をいう。）等との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第120条 指定共同生活援助事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

（準用）

第121条 第16条、第18条、第19条、第21条から第24条まで、第26条、第27条、第30条、第35条、第42条から第48条まで、第63条、第67条、第68条、第86条及び第89条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第5款 基準該当福祉サービスに関する基準

(準用)

第122条 第16条、第18条、第19条、第21条から第24条まで、第26条、第27条、第30条第2項、第35条、第42条から第48条まで、第63条、第67条、第68条、第86条及び第89条並びに第1款から前款まで(第112条第1項、第113条及び前条を除く。) の規定は、共同生活援助に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

第4章 雑 則

(大都市の特例)

第123条 令第51条第1項の規定に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。) が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第2条 第3条 第4条 第5条 第6条 第8条第1項及び第3項	都道府県知事	指定都市の市長
第45条第3項	都道府県知事又は市町村長	指定都市の市長
第111条第3項	都道府県	指定都市

(中核市の特例)

第124条 令第51条第2項の規定により、地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。) が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第2条 第3条 第4条 第5条 第6条 第8条第1項及び第3項	都道府県知事	中核市の市長
第45条第3項	都道府県知事又は市町村長	中核市の市長
第111条第3項	都道府県	中核市

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。

(指定障害福祉サービス事業者に係る経過措置)

第2条 法附則第10条第1項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧精神保健福祉法」という。) 第50条の3第1項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者居宅介護等事業(旧精神保健福祉法第50条の3の2第2項に規定する精神障害者居宅介護等事業をいい、外出介護に該当するものを除く。) に係るものに限る。次号において同じ。) を行っている市町村(旧精神保健福祉法第51条の規定に基づく補助が行われたものに限る。)
- 二 旧精神保健福祉法第50条の3第1項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業を行っている者(旧精神保健福祉法第51条の規定に基づく補助が行われた者に限る。)
- 2 法附則第10条第4項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 旧精神保健福祉法第50条の3第1項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者短期入所事業(旧精神保健福祉法第50条の3の2第3項に規定する精神障害者短期入所事業をいう。) に係るものに限る。次号において同じ。) を行っている市町村(旧精神保健福祉法第51条の規定による補助が行われたものに限る。)
 - 二 精神障害者居宅生活支援事業を行っている者(旧精神保健福祉法第51条の規定に基づく補助が行われた者に限る。)
- 3 法附則第10条第5項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 旧精神保健福祉法第50条の3第1項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者地域生活援助事業(旧精神保健福祉法第50条の3の2第4項に規定する精神障害者地域生活援助事業をいう。) に係るものに限る。次号において同じ。) を行っている市町村(旧精神保健福祉法第51条の規定による補助が行われたものに限る。)
 - 二 精神障害者居宅生活支援事業を行っている者(旧精神保健福祉法第51条の規定に基づく補助が行われた者に限る。)
- 4 法附則第11条第1項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 旧精神保健福祉法第50条の3第1項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者居宅介護等事業(旧精神保健福祉法第50条の3の2第2項に規定する精神障害者居宅介護等事業をいい、法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護に該当するものに限る。) に係るものに限る。次号において同じ。) を行っている市町村(旧精神保健福祉法第51条の規定による補助が行われたものに限る。)
 - 二 精神障害者居宅生活支援事業に要する費用の一部を補助されている者(旧精神保健福祉法第51条の規定に基づく補助が行われた者に限る。)

- 5 法附則第10条第6項に規定する厚生労働省令で定める期間は、法の施行の日から平成18年9月30日までの期間とする。